

[事案 2023-327] 新契約取消請求

・令和 6 年 10 月 2 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による不告知教唆等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

器質性認知症の診断を受けたため、令和 2 年 4 月に契約した認知症保険にもとづき認知症保険金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除された。しかし、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、統合失調症であることは言うな、とにかく黙っておけば保険に入れると言われた。
- (2)募集人は、自分と自分の息子を徐々に洗脳していき、契約を強引に結ばせた。
- (3)募集人は、CD ロムを置いていき、保険の説明をしなかった。
- (4)募集人から、自分の介護認定書を見せるように、あるいは、医師の診断書を取ってくるようにという指示がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)「都合の悪いことは伏せておけばよいと言われた」等の申し出は事実ではない。
- (2)申立人の息子も同席する場で、告知事項を読み上げて一緒にチェックし、間違いはないか確認しながら「○」を付けた。
- (3)申込書・告知書の記載は申立人自身が行っており、ご契約のしおり・約款も受領している。
- (4)募集人は、申立人に対し、「要介護・要支援」についてきちんと読み上げて確認したが、何も告知されなかったため、要支援 1 の認定を受けていたこと、統合失調症であることは認識していなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の告知の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。